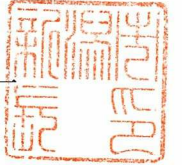


写

新資税第437号
令和8年6月5日

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 上村 都 様

新潟市長 中原 八一
(担当 資産税課)



特定個人情報保護評価書の点検について（照会）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第28条の規定に基づき新潟市が実施した「新潟市固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務」にかかる特定個人情報保護評価について、「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検を依頼いたします。

—連絡・問合せ先—

資産税課 大野

電話：025-226-1512 内線：31512

Eメール：shisanzei.to@city.niigata.lg.jp





新納税第163号
令和8年6月4日

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 上村 都 様

新潟市長 中原 八一
(担当 財務部納税課)



特定個人情報保護評価書の点検について（照会）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第28条の規定に基づき新潟市が実施した「新潟市地方税の収納及び徴収に関する事務」にかかる特定個人情報保護評価について、「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検を依頼いたします。

—連絡・問合せ先—

財務部納税課 管理係 阿部

電話：直通025-226-2288

内線32287

Eメール：nozei.to@city.niigata.lg.jp





新保第687号
令和8年6月2日

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 上村 都 様

新潟市長 中原 八一
(担当 福祉部保険年金課)



特定個人情報保護評価書の点検について（照会）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第28条の規定に基づき新潟市が実施した「新潟市国民健康保険に関する事務」にかかる特定個人情報保護評価について、「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検を依頼いたします。

—連絡・問合せ先—

新潟市 福祉部保険年金課 給付係 遠山
電話：025-226-1077（直通）
E-mail：nenkin@city.niigata.lg.jp.





新保第687号の2
令和8年6月2日

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 上村 都 様

新潟市長 中原 八一
(担当 福祉部保険年金課)



特定個人情報保護評価書の点検について（照会）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第28条の規定に基づき新潟市が実施した「新潟市国民年金に関する事務」にかかる特定個人情報保護評価について、「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検を依頼いたします。

—連絡・問合せ先—

新潟市 福祉部保険年金課 管理・年金グループ 滝沢

電話：025-226-1089（直通）

E-mail：nenkin@city.niigata.lg.jp.

